平成２２年１１月２６日開会

第４回柳津町議会臨時会

会　議　録

柳　津　町　議　会

平成２２年　第４回柳津町議会臨時会会議録

平成２２年１１月２６日第４回柳津町議会臨時会は柳津町議会議場に招集された。

１．応招議員は次のとおりである。

１番　横田善郎	５番　鈴木吉信	８番　伊藤　毅
２番　菊地　正	６番　小林　功	９番　磯部静雄
３番　羽賀　弘	７番　荒明正一	１０番　田﨑為浩

２．不応招議員は次のとおりである。

な　し

３．会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

町長の説明について

議案第７１号　専決処分の承認を求めることについて

議案第７２号　柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第７３号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第７４号　柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議案第７５号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第７６号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第７７号　平成２２年度柳津町一般会計補正予算

平成２２年　第４回柳津町議会臨時会会議録
第１日　平成２２年１１月２６日（金曜日）

１．出席議員は次のとおりである。

１番　横田善郎	５番　鈴木吉信	８番　伊藤　毅
２番　菊地　正	６番　小林　功	９番　磯部静雄
３番　羽賀　弘	７番　荒明正一	１０番　田﨑為浩

２．欠席議員は次のとおりである。
なし

３．地方自治法第１２１条の規定により出席を求められ、出席したものは次のとおりである。

町長	井関庄一	地域振興課長	佐藤静穂
副町長	田﨑幸一	保育所長	岩佐節子
総務課長	新井田健一	教育長	新井田明義
出納室長	齋藤勇雄	教育課長	伊藤光正
町民課長	矢部良一	公民館長	長谷川富雄

４．会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	新井田　敏	主査	鈴木貴雄

５．会議事件は、次のとおりである。

日程第　１	会議録署名議員の指名について	
日程第　２	会期の決定について	
日程第　３	町長の説明について	
日程第　４	議案第７１号	専決処分の承認を求めることについて
日程第　５	議案第７２号	柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　６	議案第７３号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　７	議案第７４号	柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　８	議案第７５号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　９	議案第７６号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第１０	議案第７７号	平成２２年度柳津町一般会計補正予算

◎開会及び会議の宣言

○議長

只今から平成２２年第４回柳津町議会臨時会を開会いたします。

○議長

これより本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

本日の議事日程は、お手元にお配りの通りであります。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長

日程第１、会議録署名議員の指名について。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第１２０条の規定により指名をいたします。

５番　鈴木吉信君、６番　小林功君、７番　荒明正一君、以上３名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長

日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会において本日１日間と協議願ったところでありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本臨時会の会期を本日１日間とすることに決定いたしました。

◎町長の説明について

○議長

日程第３、町長の説明について、町長の挨拶と提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。ご苦労様でございます。本日、平成２２年第４回柳津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の折にもかかわらず、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

本議会に提案いたします案件は、専決処分の承認を求める案件１件、条例の一部を改正する案件５件、平成２２年度補正予算に関する案件１件、以上の７件であります。議員の皆様には慎重審議の上、全議案議決賜りますようによろしくお願いをいたします。

◇　◇　◇

○議長

日程第４、議案第７１号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第７１号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明をいたします。本案は、平成２２年度柳津町一般会計の補正予算でありまして、合同葬に係る歳出予算の追加補正について専決処分をしたものであります。

尚、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

では、議案第７１号「専決処分の承認を求めることについて」補足してご説明を申し上げます。まず２ページですが、専決第６号、平成２２年度柳津町一般会計補正予算は、次に定めるところによるということで、第１条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第１表　歳出予算補正」によるということであります。

５ページをお開きください。歳出ですが、総務費で一般管理費で補正額が、１３０万円でございます。内容でございますが、需用費として印刷製本費等で２５万、役務費で通信運搬費、あと広告料ということで、合わせて４５万円でございます。あと使用料及び賃借料ということで施設使用料で６０万、合わせて１３０万です。

次、予備費でございますが、先ほどの１３０万の充当ということで、予備費を１３０万減額したということでございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

○議長

これで質疑を終わります。

○議長

お諮りいたします。

議案第７１号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第５、議案第７２号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第７２号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。本案は、福島県人事委員会勧告に基づき期末手当の支給率を引き下げるのに伴い所要の改正を行うものであります。

尚、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

では、議案第７２号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」補足してご説明を申し上げます。

７ページをお開きください。第１条、柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するということで、第５条中、「100分の160」を「100分の145」に改めるということで、これは期末手当をそれぞれ改正するものです。

それで、第２条ですが、柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するということでございますが、これは、今ほどの第５条第２項中の「100分の145、12月に支給する場合においては100分の145」を「100分の140、12月に支給する場合においては100分の150」に改めるということです。

附則、この条例は、平成２２年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２３年４月１日から施行する。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

１番、横田善郎君。

○１番

第２条の但し書きの部分なんですけど、「100分の145」を「100分の140、12月に支給する場合においては100分の150」これは、来年以降140になるという意味なんですか。そして、今年は100分の150ということなんですか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

第２条の改正で、第５条第２項中というの「100分の160」を「100分の145」に改めるというのが、今回の最初の改正でありまして、次の第２条の第５条第２項中というのが、今年145を160に改めます。そういうことで、その次の２条で、145を12月に支給する場合につきましては、今年は「100分の145」になるんですが、それを来年の４月からは「100分の

140」これは６月分ですね。それで12月に支給する分については「100分の150」になるということで、一回ここで下げておいて、来年また６月と12月で平準化して、全体の月数を下げるというような内容です。

○議長

他にございませんか。

○議長

これで質疑を終わります。

○議長

お諮りいたします。

議案第７２号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長

日程第６、議案第７３号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第７３号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。本案は、福島県人事委員会勧告に基づき期末手当の支給率を引き下げるのに伴い所要の改正を行うものであります。

尚、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

こ議案第７３号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」補足して説明を申し上げます。

９ページをお開きください。先ほど、議会議員の期末手当に関する条例と同様に、町長についても、同様の趣旨で改正するものであります。第３条２項中「100 分の 160」を「100 分の 145」に、第２条で「100 分の 145、12 月に支給する場合においては 100 分の 145」を「100 分の 140、12 月に支給する場合においては 100 分の 150」に改める。

附則、この条例は、平成２２年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２３年４月１日から施行する。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

１番、横田善郎君。

○１番

今、特別職は給与を実績削減されていると思うんですが、そのボーナスの中から、さらにこの分をカットするということなんでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

給料が決まっておりますので、その給料に基づきまして、この率で今回支給するということになります。ですから、本俸が下がっておりますと、その下がっている分で、今回この率で支給するということです。（「違う、違う」「やってねだぞ」の声あり）

済みませんでした。町長については、附則で改正したときに、給与分月だけで、報酬についてはもともとの額で期末手当は支給するというふうになります。大変失礼しました。

○議長

他にございませんか。

○議長

これで質疑を終わります。

○議長

お諮りいたします。

議案第７３号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長

日程第７、議案第７４号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第７４号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。本案は、福島県人事委員会勧告に基づき期末手当の支給率を引き下げるのに伴い所要の改正を行うものであります。

尚、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいた

します。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長

では、議案第７４号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」補足してご説明を申し上げます。

これも先ほど、議員並びに町長の給与の改正と同様に、第２条２項中「100分の160」を「100分の145」に改める。第２条で「100分の145、12月に支給する場合においては100分の145」を「100分の140、12月に支給する場合においては100分の150」に改める。

附則、この条例は、平成２２年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２３年４月１日から施行する。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

○議長

これで質疑を終わります。

○議長

お諮りいたします。

議案第７４号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

暫時休議します。（午前１０時１６分）

○議長

それでは、議事を再開します。（午前１０時２６分）

◇　　◇　　◇

○議長

日程第８、議案第７５号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、日程第９、議案第７６号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」を一括議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第７５号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。本案は、福島県人事委員会勧告に基づき給与及び期末、勤勉手当支給率を引き下げるのに伴い所要の改正を行うものであります。

次に議案第７６号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。本案も、福島県人事委員会勧告に基づき所要の改正を行うものであります。

尚、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

〇議長

補足説明を求めます。

総務課長。

〇総務課長（登壇）

議案第７５号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」補足してご説明を申し上げます。

１３ページをお開きください。第１条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第１４条２項中、これは育児休業に関する条文でありますが、「第９条」を「第１９条」に改めるということで、これは法律の条文が変わったために改めるものでございます。

次に第２１条第１項中、これは次の附則のことでございますが、「第２１条の３まで」の下に次の附則の「及び附則第１３項第２号」を加えるということで、次の項の改正を加えるものであります。同条第２項中というのは期末手当でございますが、これを「100分の145」を「100分の135」に改め、同じく「100分の145」を「100分の135」に。次にこれは再任用の期末手当ですが、「100分の80」を「100分の75」に改め、同条第４項中に「死亡した日現在」の下に「。附則第１３項第２号において同じ」を加えるということでございます。

次に第２２条第１項中「この条」の下に「及び附則」というので、今回の附則の改正の３項を加え、同条第２項第１号中「次項」の下に「及び附則第１３項第３号」を加え、次が勤勉手当でございますが、これを「100分の70」を「100分の65」に改め、同項中というのは、これも職員の再任用の勤勉手当を「100分の35」を「100分の30」に改めるということでございます。

続きまして、附則第１３項を次のように改めるということでございまして、１３項につきましては、当分の間、職員、当該特定職員ということですが、これは、５５歳に達した日後における最初の４月１日以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずるということで、今回５５歳に達した職員の給料等を減ずるということで、１号が給料の月額について減ずる規定で、これを100分の0.9を乗じた額を減ずるということになっております。次のページに行きまして、１４ページですが、２号については期末手当について、それぞれ基準日において職員の分について、これも100分の0.9を乗じて得た額を減ずるということでございます。３号につきましても、これは勤勉手

当を減ずる規定で、それぞれ基準日において100分の0.9を減ずると。それで第４号ですが、これは第２８条第１項ってあるんですが、これは休職者の職員の分で、これは次に掲げる規定の区分において、それぞれ定める額を減ずるということでございます。それで、１５ページ行きまして、この表がありますが、先ほど５５歳という以上でこの等級を定めるわけですが、この等級を行政職の６級の職ということで、６級の職員で５５歳以上のものが、今言った0.9が減ぜられるということでございます。

次に附則に次の４項を加えるということで、１４項でございますが、これは１４項から裏の１７項までは、減額する計算方法の規定について、それぞれ定めた規定であります。

１６ページにまいりまして、４行目に、第２条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するということで、これは第２１条第２項及び第３項中、これは６月の、来年の４月からの分ですが、６月の期末手当を「100分の125」を「100分の122.5」に、１２月の期末手当を「100分の135」を「100分の137.5」に改める。

それで、第２２条第２項第１号中とありますが、これは勤勉手当で「100分の65」を「100分の67.5」に改め、次が再任用の職員の勤勉手当を「100分の30」を「100分の32.5」に改めるということで。

附則第１７項とありますが、これは扶養手当額の加算の規定で、「100分の0.585」を「100分の0.6075」、次にこれは勤勉手当額の基礎額というものがありまして、それを「100分の65」を「100分の67.5」に改めるということでございまして。

附則で施行期日は、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２３年４月１日から施行するというものでございます。

次に、平成２２年１２月に支給する期末手当に関する特例措置ということで、平成２２年１２月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の職員の給与に関する条例から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とするということで、これで第１号で、減ずる額の規定をうたっておりまして、２２年４月１日現在で、給与条例の附則第１３項の規定が施行されていたとした場合にも同項の規定の適用を受けない職員からこの職員以外の職員となった者ということで、これについても、100分の0.9を乗じて得た額を減じるということになっております。

次のページの２号なんですが、これは平成２２年６月において減額改定対象となった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.9、これは平成２２年６月ということで、６月の基準においてもその額に100分の0.9を乗じた額ということでうたっております。

次が、平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員に対する読替規定で、「５５歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「同日後」と読替えるということで、４月１日とあるものは、その前に５５歳になった場合はそういうふうに読替えるということの規定でございます。

次が、町長への委任ということで、附則第２条及び前条に定めるもののほか、この条例に必要な事項は、町長が別に定めるということでございます。

次に、議案第７６号ですが、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を

改正する条例について」ということで、１９ページをお開きください。

この規定は、現在６級以上の職員で、平成１８年に職員給が改正されまして、約５パーセントほど給料の改正がありまして、給料が下がっております。その中でも、公務員の場合は給料が下がった場合でも、減給補償というものがありまして、その職員については、今までどおりの給与を支給しますということで、６級以上の職員で減給補償されている職員のものについてうたったものでございますが、柳津町については、今６級以上で減給補償に該当している職員はおりません。この条文には該当する者はいないんですが、そういう減給補償をもらっている職員についても当該額に100分の99.1を乗じて得た額ということで、逆に言えば、この職員については100分の99.1ということですから、逆に言えば100分の0.9を減額するんだということの規定をここでうたっております。

それで附則ですが、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行するということでございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

１番、横田善郎君。

○１番

いろいろな調整がなされるみたいなんですが、これは既にもらった一般職員の超過勤務手当まで何かしらの調整がなされるのかどうなのか、お伺いします。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

職員につきましては、今回、期末、勤勉のみの改定でございます。それで６級以上の職員については、１２月から今の給料に0.9パーセントを減じて支給するということで、普通の一般職でありませんので、６級ですと管理職でありますので、今現在管理職で６級は２名でその分について0.9の給料が減になるということでございます。

○議長

よろしいですか。

１番、横田善郎君。

○１番

私聞きたかったのは、超過勤務手当だけに限ってお尋ねしたかったんですが。今まで４月からずっと超過勤務もらっていると思うんですけど、それについても何かしらの役場の内部の中で、この１２月の期末手当の中で、そういうことも調整されるようなことがあるのかどうなのか。それだけで、もうないと思うんですが、そういうことまで踏み込んで給料の削減等さ入るのかどうなのかお尋ねしたかったんですが。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

〇総務課長

今回の改正によりまして超過勤務とかそういう部分については特段改正はございませんので、従来どおりでございます。

〇議長

他にございませんか。

５番、鈴木吉信君。

〇５番

県のほうの人事委員会勧告ということで、最近毎年くらいあるんですが、過去に柳津町として、その勧告受けたものに対して、必ず毎回毎回それに準じて対応しているものかどんなものか。過去にそれに反してやらないで済んだことがあるのかどんなものか。

その辺、申し訳ないですが、お聞きしたいと思います。

〇議長

答弁を求めます。

総務課長。

〇総務課長

人事委員勧告につきましては、国の人事院勧告と県の人事委員会の勧告２つございます。ここ数年につきましては、柳津町については、県の人事委員会勧告に基づいて県の人事委員会勧告のとおり実施しているところでございます。

〇議長

他にございませんか。

７番、荒明正一君。

〇７番

町長への委任ということで第４条にあるわけでありますが、「条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める」ということになっておりますが、過去にどういうことを定めた経緯があるのかないのか。こういう項目があるということは、使ったことがあるのかなという感じがするんですがどうですか。

〇議長

答弁を求めます。

総務課長。

〇総務課長

ここに第４条で町長への委任ということで、「附則第２条及び前条に定めるもののほか」ということで、普通はこの附則のうたってる分で施行されております。それで、そのほか必要な事項があれば町長が別に定めるということで、これ附則上なっておりますが、今まで特段、町である程度の規定を設けてやってるということはございません。

〇議長

他にございませんか。

〇議長

これで質疑を終わります。

○議長

お諮りいたします。

議案第７５号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長

お諮りいたします。

議案第７６号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長

日程第１０、議案第７７号「平成２２年度柳津町一般会計補正予算」についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第７７号「平成２２年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。本案は、歳出予算の補正であります。

尚、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第７７号「平成２２年度柳津町一般会計補正予算」について補足してご説明を申し上げます。

第１条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第１表、歳出予算補正によるということでありまして、２３ページをお開きください。

歳出でありますが、農林水産業費ということで、農業振興費ということで、今回、夏の異常気象ということで、農家に対する支援ということで、今回、生産調整推進補助金とし

て、452万９千円を補正するものでございます。

次に農林水産業費の林業振興費の報酬でございますが、これは今回、皆様ご存じのように、地区においてクマが相当出没しておりまして、有害鳥獣の駆除隊のほうに報酬ということで支払っておりますが、当初予算で見込んでおりましたが、相当数起きたということで、今回１２万６千円の補正をするものでございます。

次に商工費で、商工振興費の負担金及び補助金でございますが、今回、商工会で年末商戦に向けて、福満商品券の4,000万の追加発行ということがありまして、町といたしまして、その補助ということで300万円補正するものでございます。

予備費でございますが、予備費はその財源充当ということで、765万５千円減額するものでございます。

以上でございます。

〇議長

これより質疑を許します。

１番、横田善郎君。

〇１番

２点ほどお尋ねします。

一つはこの農業振興費の中で、負担金及び交付金の中で、452万９千円ほどみてるわけなんですが、これは前の説明ですと、地域振興券で支給したいというような説明であったと思うんですが、これは負担金補助及び交付金というのは、どこに補助をして、これは私は認識としては、町が地域振興券を買って農家に支給するというふうに思っていたんですけど、この負担金補助及び交付金どこに補助するのか。また、商品券交付の方法について、どこで買って、どのような形で農家にやるのか。その一連の流れについて説明願いたいと思います。

それから、２番目の林業振興費の中での有害鳥獣駆除隊の報酬なんですが、当然、とてもこれから有害駆除、猿まで出てるというような状況ですので、この育成について、有害駆除隊の状況、育成方法について、もし何かしらの方針があれば、説明願いたいと思うんですが。

以上です。

あと、それからクマの捕獲頭数分かれば、お聞かせ願いたいと思います。

〇議長

答弁を求めます。地域振興課長。

〇地域振興課長

それでは、１番議員にお答えいたします。

生産調整の3,000円の商品券の配布でございますが、これはふるさと商品券で、商工会で販売しておりますので、これから商工会のほうとその辺打ち合わせしまして、農家に町のほうから出向いて支給するようなことで、今現在考えております。

それから、有害鳥獣駆除のクマの捕獲頭数でございますが、１７頭でございます。

それから、駆除隊の今後の育成ということでしたが、現在、駆除隊も高齢化が進んでお

ります。中には今４０代の方がおりますが、今後、いろんな研修とかそういうものに出席してもらいながら、育成していただきたいと思っております。

以上です。

○議長

１番、横田善郎君。

○１番

そうしますと、負担金補助交付金の中で、直接どこに、この金をもって町が直接商品券を買うわけですか。

で、有害駆除隊のほうなんですが、これは確かにいろいろ、有害駆除隊のほうについては、やはりこれから事故とか何かも起きたりなんかして、有害駆除隊というのは多分これからも重要になってくると思いますし、年もとってきて入る人もだんだんいなくなったり何かしますので、この育成については極力何とか応援していただきたいというふうに思うわけです。

一つその、負担金補助交付金での452万9,000円の、どのようにして商品券を買うのか、何かちょっと理解できないんですが。

○議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長

先ほどの答弁ですが、大変失礼しました。協議会のほうに一回補助として出すようにいたします。

以上です。

○議長

他にございませんか。

７番、荒明正一君。

○７番

異常気象に関する対応については、昨日の民報なんかにも載っております。持ってきたんですよ。若松の場合は、減収の半額補助ということで、比較的分かりやすい対応になっているわけですけども、柳津町の場合は、どういう積算根拠をもって3,000円に抑えたのか。私は、ご承知のように5,000円にしたほうがいいということ主張しているわけでありますが、それらについて伺いたいと思います。

とりあえずそれからお願いします。

○議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長

細かい積算根拠は今資料はございませんが、私のほうで考えたのは、昨年間の米価の下落、それから夏場の高温障害により、そのために米価が下がったわけなんですが、そのほか刈り入れ時のコンバインの作業効率と作業期間も平年より多くなったために、それらの理由で3,000円ということで決定しました。

○議長

よろしいですか。

７番、荒明正一君。

○７番

そうしますと、１０アール当たり3,000円にした一つの理由はそうなんですけども、別な意味で地域を、商店街の活性化を守るという意味からしますと、比較的中途半端ではないのかなというふうに私は思います。

今回の場合の理由としてはそう、積算根拠の一面はそうなんですけども、町長の立場から考えまして、その目的、目的についてはどのような目的をもってこれをやるんだということを明確にお知らせ願いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。町長。

○町長

これはですね、今課長が申し上げましたとおり、耕作者の生産意欲の助長というか、こんなふうになって大変耕作意欲がなくなるという、そういったことのないようにしたいということであります。

それには、今荒明議員がおっしゃったように、積算の根拠がなければなりません。そしてまた、この事業に関しましては、柳津町は単独で5,000円という補助をしているわけです。それらの根拠もありまして、そしてまた、今年のいろんな機械、数量それらを検討して算出をいたしました。その結果、1,500円くらいの差があったわけなんですが、それでは不足であろうということで、3,000円にした経緯がございますので、それらが根拠であります。

また、生産意欲を持続してもらいたいという姿勢のもとから、そういう補助をしたいという思いであります。

○議長

７番、荒明正一君。

○７番

本来、やる気を出すか出さないかということは、差し引いて若干残るかなというならば、そういう理由も立つんですけども、1,000円下がったから、1,000円分補ってもらったからぐれではすっとんとんなんです。

そういうことからしますと、もう少し上積みすべきだったんではないのかなと。町長も一時、そのあと磐梯なんかが5,000円にするというような新聞にも載っておりますけども、町長も一時は5,000円にしたいというようなこと考えたような話もあるみたいなんですけども。

本当に生産意欲を高めてもらいたいということであれば、それなりに少し残るくらいの助成をするのが、今の農業情勢からして、地域の経済状況からして、当然ではないのかなと。いうふうに私は思います。

そしてもう一つ。国でありますと、これだけの補助を出してやった場合には、経済成長率が何パーセントとかいうようなことが、出るわけですけども、柳津町の今回の場合のか

らして、商店街等々の経済効果というものをどのくらいに見ておられるのかな。あるいはまた、そういうことを考えた結果なのか、考える暇がなかったのか、考えなかったのか。その辺を伺っておきたいと思います。

○議長

答弁を求めます。町長。

○町長

いずれにしてもですね、柳津町はどこよりも早く結果を出しております。それらにつきましては、それぞれの町村も柳津の結果を見て、そういった数字を出したものと思っております。柳津町においては、私も農家の皆さんの窮状を思えば、そういった形をとるというのが、施政として大事であろうということであります。そしてまた、それによっての効果というものは、それだけの450万なにがしでありますけども、町における消費の拡大には私は貢献すると、そのように思っております。

○議長

７番、荒明正一君。

○７番

細かいことはいろいろあると思います。まず、その中でここの補正予算とは若干、外れるかもしれませんが、非常に重要な意味があると思いますので、伺っておきたいわけでありますが。補正予算、こういうことをやりたいという決定されるまでの経過を振り返ってみたんです。私なりに。ゆうべずっと寝ねで考えたんです。考える前に私のところに電話寄こしてくれた人がおりまして、昨日ではありませんが。こういう対策を取る場合に、私産経の委員長やってるんですが、そういうこと話来るのか、委員長に話来るのか。来ねったの。ばかにすらっちんねえのか。簡単にいえば、そういう話があった。

だから本来、こういう原案を作る時に、商工会なり農業委員会、農業団体の意見を聴くということがあったと報告あるわけですけども、そういう時に、議会とともにそういう決定する予算を組む段階において相談するということ、これ常識じゃないのかな。そういう指摘を受けまして、そういうことからしますと、私も委員長やっているわけですが、そういうことについて十分対応できなかったということは、関係者等について、私としては心からお詫びをしたいというふうに思っております。

これから、いろんな、それは政治ですから、同じ内容ではないことは私も承知しておりますが、しかし今回の場合は、農業・商工業団体、そこに議員が集まって、もっと最初の話し合いをしたならば、もっと意義のある対応ができたんではないのかなというふうに思うんですけども。その辺について、担当課長のお考えをお願いしたいと同時に、そういう議会との関係の関わり方ということは、町長は議員も１４年、議長も２年やっておられるわけでありますから、我々の議員としての立場、議会としての対場というものも十分理解しているはずだと私は思ってる。そういうことからしますと、議員サイド、議会サイドとのそういう設定をこういうときには、全部とは言いませんが、こういうときにはそういう対応をするのが常識的に正しいのではないのかなというふうに思いますので、それについての見解を伺っておきたいと思います。

○議長

答弁を求めます。まず、総務課長。

○総務課長

はじめに今回の補正予算にかかわる経過でございますが、今回臨時議会ということで、上程したわけですが、この農政の農家支援ということにつきましては、庁内的に１０月ころにどうするかということで検討しました。その後に、議会の皆様方には、全員協議会ということで、１回全員協議会に今回、農家の支援対策として、こういうような方法で支援したいということで方向性を出しまして、その時に大体の概要を説明したわけです。それで２回目に全員協議会ということで、町として3,000円というようなことで支給したいので臨時会において提案したいということで、町としましては、一応、議会に対しましては、全員協議会を開催してもらいまして協議をしております。

そこで今、委員長のほうから産業厚生常任委員会があるわけですから、その協議という話ありましたけれども、委員会については、原則議会の会期中に委員会が開催されるということになっております、議会の中では。それで、うちのほうが議長を通じて委員会を開いてくれというようなことは通常できませんので、うちのほうでは町長を通じまして議会議長に、こういうことで全員協議会を開催したいのでということで、２回ほど開催して、今回補正予算という形で提出させてもらったわけでございます。

以上でございます。

○議長

今、振興課長に質問した内容をある程度、総務課長が具備していると思いましたが、答弁必要ですか。

はい、７番、荒明正一君。

○７番

今、総務課長から、委員会として対応についてどうこうということみたいなことがあったんですけども、私は何もそういうことにこだわらないんです。全員協議会なら全員協議会でもいいですから、そこに担当する部署、商工会なら商工会の会長なら会長、農業委員会なら農業委員会の会長を一緒に呼んでもらって、そこで一緒に話し合いをして、どうだということになれば、もっと意義ある対応策ができた可能性があるんではないかということでございますので。私委員長してるから、委員長としてどうこうということではありません。それは、私が言ったことは、そういう立場にある人間としては、そういうことが十分対応できなかったということはお詫びしなければならない、それは私の信条でありますから。

それはそれとして、議会と執行部との間にそういう各団体の代表と一緒に、こういう場合はやっていけば、行政改革にふさわしい、ある意味においては、回数減るわけですから。減ると思うんですよ。２回、３回やっていたのが、２回が１回で終わるかもしれないし。そういうことが必要ではないかということであります。

○議長

荒明議員、今、質疑なんですが。

○７番

そういうことですから、少なくとも、今後十分検討していただきたいということ…。

○議長

それは要望ですか。今、あくまでも質疑の時間ですから、質疑として…。

○７番

そういうふうに思いますが、どうですかと。

○議長

では、答弁を求めますが、議題から少しずつずれかかっておりますので、修正をしていただきたいと思います。

答弁を求めます。総務課長。

○総務課長

今ほど、荒明議員のほうから、全員協議会の中で、そういった関係団体と議員と交えて協議したらどうかというようなことのご質問でございますが、執行部としては、それぞれ議会は議会のほうと協議すると、団体は団体のほうと協議するというような形を取っております。

ですから、全員協議会で各種団体と協議をしたらどうかということのご質問ですが、全員協議会は議長が招集するもので、町としては、こういう案件があるので全員協議会の招集をお願いしたいということで、町長名で議長のほうに通知をしているところでございますので、全員協議会の開催の方法論については、議長さんのほうとよく協議をしてもらいたいというふうに思っております。

○議長

他にございませんか。

１番、横田善郎君。

○１番

総務課長にお尋ねしますが、今回、生産調整の補助金ということで、反3,000円ということで予算化しているわけなんですが、これ今回、国の補正予算等でやっておりますが、こういう対策は全国的な対策だと思うんです。ですから、今回の補正予算についてはソフト事業にも使えると。何かしらの国からの交付金とか、あるいは交付税とか、その対象等に匂いだけでもしないかどうなのか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。総務課長。

○総務課長

今回の国の補正の中で、交付税ということで、各自治体のほうに配分になるわけですが、その時に、国のほうからはっきりは言えないんですが、執行の基準日というのを設けますので、これがうちのほうで、今回２２日議決しまして、それが国のほうの今回の対策については、何月何日以降の分について該当させますとか、そういうようなことがありましたら、うちのほうでなるべく国の支援策のほうに盛り込んで支出したいというふうに考えております。

○議長

横田善郎君。

○１番

今回の具体的に国の補正予算の中で対応されるかもしれないということなんですね。分かりました。

○議長

答弁はいいですか。（「いいです」の声あり）

はい、７番、荒明正一君。

○７番

補正予算の中に林業費として、１２万6,000ですか、あるわけですけども、クマの被害が相当数、被害が出ております。私の部落でもそうだし、町が借りる人に借っちやっかと、ふるさと農園の畑さまいたソバなんか全滅です。写真は後で町長にやりますけども。

そういう中で、駄目になるの分かって質問するのもおかしいんですけども、駄目になっとは思うんですけども、クマ獲ったがななじょしてんだったって、本当のところは出てこないんですけど、実際のとこは。それはだから、それを逆手に取って、地域振興に役立てるような方法は絶対ないのかなあ、という感じがするんです。

山に行ってわざわざ獲ってきたんではそれは悪いけども、農家や人間に対して迫害を及ぼすような状態の中で出てくる場合に、何かいい方法がないのか、絶対にないのかということなんですけども。地域振興課長として、そういう方法はありませんか。

○議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長

今の有害鳥獣駆除法があるうちは、そういう荒明議員のおっしゃったようなことは不可能であります。

以上です。

○議長

よろしいですか。

他にございませんか。

５番、鈴木吉信君。

○５番

生産調整のやつなんですが、452万9,000円。これが、この前の説明で、私の勘違いかもしれませんが、１反歩、田んぼを作ってる者に対して、１反3,000円ということでの支払いっていう認識でいいでしょうか。振興課長、間違いないですか。

○議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長

生産調整も戸別所得に入って申請している方に１反3,000円ということで支給いたします。

（「はい、分かりました」の声あり）

○議長

他にございませんか。

○議長

これで質疑を終わります。

○議長

お諮りいたします。

議案第７７号「平成２２年度柳津町一般会計補正予算」について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

◎閉会の議決

○議長

お諮りいたします。

以上をもって、本臨時会の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、平成２２年第４回柳津町議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労様でございました。（午前１１時１１分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する

柳津町議会　議　長　田　﨑　為　浩

同　議　員　鈴　木　吉　信

同　議　員　小　林　功

同　議　員　荒　明　正　一